

鳥取臨心士会 201401 号

平成 26 年 6 月 1 日

関 係 各 位

鳥取県臨床心理士会

会長 落合 潮

代議員 灘本 百美

事務局長 菊池 義人

公認心理師法案についての緊急声明について

日ごろ、臨床心理士資格の維持・発展に御尽力くださり、たいへん感謝申し上げます。

標記につきまして、当会も団体会員として所属する一般社団法人日本臨床心理士会が、日本心理学諸学会連合、医療心理師国家資格制度推進協議会、臨床心理職国家資格推進連絡協議会の 3 団体の要望である心理職（仮称心理師）の国家資格案に賛同し、推進するようになりました。

しかし、その段階で、我々が念願している国家資格のあり方とは異なり、臨床心理士資格から離れていく懸念がありましたので、繰り返し文書により、質問（照会）を行ってきたところであります（平成 24 年 4 月 16 日付鳥取臨心士会 201201 号「一般社団法人日本臨床心理士会が推進している「心理師」案について（照会）」、平成 24 年 5 月 29 日付鳥取臨心士会 201202 号「心理職（仮称心理師）案の不明な点について（照会）」、平成 24 年 5 月 31 日付鳥取臨心士会 201203 号「新潟県臨床心理士会意見表明に対する賛同について」平成 24 年 6 月 7 日付鳥取臨心士会 201204 号「『5 月 29 日付文書へのお返事』について（回答）」平成 25 年 10 月 14 日付鳥取臨心士会 201301 号「心理師（仮称）国家資格案の推進と一般社団法人心理研修センターの要望書について（照会）」平成 25 年 11 月 10 日付鳥取臨心士会 201302 号「心理師（仮称）国家資格案の推進に対する追加質問について」平成 25 年 11 月 30 日付鳥取臨心士会 201303 号「心理師（仮称）国家資格案の推進に関する当会からの照会（御質問）への回答について（お願い）」）。

そして、精神科 7 者懇提言や日本心理研修センターの設立を経て作られた心理職の国家資格（仮称心理師）案が、臨床心理士資格からかけ離れたものとなる懸念がさらに増大していることに加えて、臨床心理士関連団体の考え方が統一されておらず、大きく異なることも明らかになりました。そこで、当会としては、「臨床心理職（心理職）の資格法制化（国家資格化）についての要望書」をまとめ、臨床心理士関連 4 団体と都道府県臨床心理士会が一致団結してよりよい国家資格の推進して下さるようお願いし（平成 26 年 1 月 5 日付鳥取臨心士会 201304 号「臨床心理職（心理職）の資格法制化（国家資格化）についての要望書の送付について」）、平成 26 年 5 月 11 日には、当会の総会において要望事項を決議しました。

この度、3 団体要望の心理職の国家資格案（仮称心理師）案が、公認心理師法案として骨子がまとまり法案化される段階になったことを受けて、当会としては、公認心理師法案について総会決議の「臨床心理職（心理職）の資格法制化（国家資格化）についての要望書」に照らし合わせて、公認心理師法案の骨子は、解決すべき重大な問題があると考えられましたので、緊急の声明を御送付申し上げる次第です。

関係各位

公認心理師法案についての緊急声明

平成26年6月1日

鳥取県臨床心理士会理事会

この度、国会への上程が検討されております公認心理師法案について、平成26年5月11日の
当会総会で決議しました「臨床心理職（心理職）の資格法制化（国家資格化）についての要望書」の
趣旨にかんがみて、当会としては、次の理由で重大な懸念がありますので、緊急に疑義を表明いたし
ます。

当会の要望事項に則り、臨床心理士資格を損ねることなく、これを継承するような国家資格案にな
るよう、御検討・御修正していただきますようお願い申し上げます。

- 1 「公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治
の医師があるときは、その指示を受けなければならない」（第41条の2）という義務等が規定
されております。これは、他の資格法で使われる「医師の指示」との間で大きな齟齬を生じさせ、
また、心理的支援の過程で被支援者の人権や意思を尊重することが困難になる可能性があります。
特に医療外では医師の指示をめぐって心理職にとっても医師にとっても著しく困難な問題が
発生し、心理職の心理的支援に様々な場面で支障が生じる危険性が高く、結果として、現在の臨
床心理士等が行う心理的支援と比較して、国民に多大な不利益を生じさせる可能性が高いと考え
られます。
- 2 受験資格につきまして、大学において「心理学等に関する科目を修めて卒業したものであって」
所定の施設で、所定の期間、「第2条第一号から第3号までに掲げる行為の業務に従事したもの」
にも受験資格を与えることが条文で定められております（第7条二）。これは本来、公認心理師
の資質の認定を受けた上で行うべき業務に、不十分な資質で、何ら資質の認定も受けていない者
が従事することを条文として認めているという点で、資格法の趣旨そのものに反しています。
また、医師の指示条項（第41条の2）があることで、公認心理師では主治医の指示を受ける
ことが義務とされるのに対して、同じ業務を行う無資格者は義務とされないという大きな矛盾も
生じさせます。これらのことから、公認心理師資格は、現在の臨床心理士資格と比較して、心理
的支援を要する国民に対して、十分な資質を担保せず、むしろ不利益を生じさせるおそれがあり、
資格法として大きな難点があります。
- 3 これまで心理職として4分の1世紀にわたり、国民の間に浸透し、公的な機関においても雇用・
任用が進んでいる臨床心理士資格の資質が維持される保証がないばかりか、現に臨床心理士等によ
って行われている国民への心のケアが継承されなくなる可能性が高いので、国民に対して多大
の不利益をもたらす可能性があります。

臨床心理職（心理職）の 資格法制化（国家資格化）についての 要望書

平成26年5月11日
鳥取県臨床心理士会総会決議

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士資格は、

- ① 大学院の修士課程の修了と一定の心理臨床経験を要件とし、欧米諸国の資格にも匹敵する高度な専門職の資格です。
- ② 全国165大学院に臨床心理士養成コースがあり、国民に対して着実に修士課程修了レベルの資質を保障・担保しています。
- ③ 有資格者は全国に2万8千人以上おり、25年にも及ぶ実績があり、すでに職業としてわが国の国民生活に浸透しています。
- ④ 医療・保健、福祉、教育、産業、司法・矯正の分野や、様々な被害者支援の場面など、広い領域で活動し、汎用性のある資格としては、わが国で唯一実績のある資格です。
- ⑤ 内閣府、文部科学省、厚生労働省、防衛省など多くの省庁や都道府県でも、カウンセラーや心理療法士などを採用・活用する際の資格要件となっている他、臨床心理士の名称で任用されることも多くなっています。もちろん、民間の医療機関や相談機関でも最も活用されている資格です。

このように、臨床心理士の資格がわが国の臨床心理職（心理職）として最も実績のある資格であり、公的にも認められている資格であることから、臨床心理職（心理職）の資格法制化（国家資格化）に際して、次のことを要望いたします。

要望事項

- I 臨床心理職（心理職）の国家資格化に際して、既存の臨床心理士資格とその養成制度が損なわれないように資格法制化してくださいようお願いします。
- II 臨床心理士資格を継承し、対人援助職として臨床心理士と同等以上の汎用性と高度な資質が国民に対して保証されるような資格法制化（国家資格）をお願いいたします。